

4月1日から入院時食事代が一部改正

入院中の食事代は定額負担です。

負担する額は、従前1日につき定額であつたものが1食につき次の表のとおり改正さ

区分	負担額
	18年4月1日から
一般(住民税課税世帯の方)	1食につき260円
住民税非課税世帯の方	90日までの入院 1食につき210円
	90日を超える入院 1食につき160円
所得Ⅰの世帯の方	1食につき100円

なお、住民税非課税世帯の方は、申請により減額認定証の交付を受け、医療機関に提示することにより減額されます。(住民税非課税世帯の方は、「標準負担額減額認定証」、区分Ⅰ、Ⅱの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けます。)

申請・問い合わせ

町民課

■ 893-1117

吾北総合支所住民課

■ 867-2300

本川総合支所住民課

■ 869-2112

救済の対象者

労働者又は特別加入者であつて石綿にさらされる業務に従事することで、指定

疾病等にかかり、これにより死亡した方の遺族であつて、時効のため労災保険法に基づく遺族補償給付の支給を受ける権利が消滅した方。

救済の内容

特別遺族年金又は特別遺族一時金を支給します。

請求手続き

特別遺族年金の場合は、「特別遺族年金支給請求書」を、時別遺族一時金の場合は、「特別遺族一時金支給請求書」を所轄の労働基準監督署に提出してください。

問い合わせ

高知労働局

■ 885-6021

高知労働基準監督署

■ 885-6031

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp>

石綿による健康被害の救済に関する法律が制定

お礼

土佐市高岡町丙645番地1

福原頼明様から特別養護老人ホーム偕楽荘のために、多額のご寄附をいただきました。

紙上をもつて厚くお礼申し上げます。

偕楽荘

毎日の暮らしの中で、役所の仕事や手続きについて、困っていることや、分からな

いことはありませんか。

日行政相談所を開設しますので、お気軽にご相談ください。

問い合わせ

総務省高知行政評価事務所

行政相談課

春の行政相談週間です。

5月22日(月)～28日(日)は

いの町でも、次のとおり一

日 時	場 所	行政相談委員
5月25日(木) 13時～16時	吾北中央公民館	門脇史郎 (自宅 ■ 867-2079)
5月22日(月) 10時～15時	本川保健福祉センター	山中千代子 (自宅 ■ 869-2663)

